

第1段階 利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥320				
食費	1日につき	¥300				
1割負担1日あたり利用料金		¥1,271	¥1,339	¥1,410	¥1,478	¥1,545
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥38,130	¥40,170	¥42,300	¥44,340	¥46,350

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥0				
食費	1日につき	¥300				
1割負担1日あたり利用料金		¥951	¥1,019	¥1,090	¥1,158	¥1,225
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥28,530	¥30,570	¥32,700	¥34,740	¥36,750

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算: 上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算: 入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算: 月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算: 月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ): 月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。1日/200円
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金変動する場合があります。

第2段階 利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥420				
食費	1日につき	¥390				
1割負担1日あたり利用料金		¥1,461	¥1,529	¥1,600	¥1,668	¥1,735
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥43,830	¥45,870	¥48,000	¥50,040	¥52,050

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥370				
食費	1日につき	¥390				
1割負担1日あたり利用料金		¥1,411	¥1,479	¥1,550	¥1,618	¥1,685
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥42,330	¥44,370	¥46,500	¥48,540	¥50,550

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算:上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算:入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算:月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算:月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ):月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金の変動する場合があります。

第3段階①利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥820				
食費	1日につき	¥650				
1割負担1日あたり利用料金		¥2,121	¥2,189	¥2,260	¥2,328	¥2,395
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥63,630	¥65,670	¥67,800	¥69,840	¥71,850

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥370				
食費	1日につき	¥650				
1割負担1日あたり利用料金		¥1,671	¥1,739	¥1,810	¥1,878	¥1,945
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥50,130	¥52,170	¥54,300	¥56,340	¥58,350

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算:上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算:入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算:月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算:月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ):月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金変動する場合があります。

第3段階②利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥820				
食費	1日につき	¥1,360				
1割負担1日あたり利用料金		¥2,831	¥2,899	¥2,970	¥3,038	¥3,105
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥84,930	¥86,970	¥89,100	¥91,140	¥93,150

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥370				
食費	1日につき	¥1,360				
1割負担1日あたり利用料金		¥2,381	¥2,449	¥2,520	¥2,588	¥2,655
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥71,430	¥73,470	¥75,600	¥77,640	¥79,650

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算: 上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算: 入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算: 月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算: 月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ): 月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金の変動する場合があります。

1割負担利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥1,171				
食費	1日につき	¥1,500				
1割負担1日あたり利用料金		¥3,322	¥3,390	¥3,461	¥3,529	¥3,596
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥99,660	¥101,700	¥103,830	¥105,870	¥107,880

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
個別機能訓練加算	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥4				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥8				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥13				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥36				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥5				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥855				
食費	1日につき	¥1,500				
1割負担1日あたり利用料金		¥3,006	¥3,074	¥3,145	¥3,213	¥3,280
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥90,180	¥92,220	¥94,350	¥96,390	¥98,400

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ): 上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ): 上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算: 上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算: 入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算: 月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算: 月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ): 月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金変動する場合があります。
- ⑩市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減される場合があります。

2割負担利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥1,146	¥1,282	¥1,424	¥1,560	¥1,694
個別機能訓練加算	1日につき	¥24				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥8				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥16				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥26				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥72				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥10				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥1,171				
食費	1日につき	¥1,500				
1割負担1日あたり利用料金		¥3,973	¥4,109	¥4,251	¥4,387	¥4,521
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥119,190	¥123,270	¥127,530	¥131,610	¥135,630

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥1,146	¥1,282	¥1,424	¥1,560	¥1,694
個別機能訓練加算	1日につき	¥24				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥8				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥16				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥26				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥72				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥10				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥855				
食費	1日につき	¥1,500				
1割負担1日あたり利用料金		¥3,657	¥3,793	¥3,935	¥4,071	¥4,205
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥109,710	¥113,790	¥118,050	¥122,130	¥126,150

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算:上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算:入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算:月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算:月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ):月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金変動する場合があります。
- ⑩市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減される場合があります。

3割負担利用料金表(介護老人福祉施設トリアス) 地域区分10.14

従来型個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥1,719	¥1,923	¥2,136	¥2,340	¥2,541
個別機能訓練加算	1日につき	¥36				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥24				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥39				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥108				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥15				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥1,171				
食費	1日につき	¥1,500				
1割負担1日あたり利用料金		¥4,624	¥4,828	¥5,041	¥5,245	¥5,446
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥138,720	¥144,840	¥151,230	¥157,350	¥163,380

多床室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	1日につき	¥1,719	¥1,923	¥2,136	¥2,340	¥2,541
個別機能訓練加算	1日につき	¥36				
看護体制加算Ⅰ	1日につき	¥12				
看護体制加算Ⅱ	1日につき	¥24				
夜勤職員配置加算Ⅰ	1日につき	¥39				
日常生活継続支援加算	1日につき	¥108				
精神科医療養指導加算	1日につき	¥15				
居住費(室料・光熱水費)	1日につき	¥855				
食費	1日につき	¥1,500				
1割負担1日あたり利用料金		¥4,308	¥4,512	¥4,725	¥4,929	¥5,130
1割負担1ヶ月(30日)利用料金		¥129,240	¥135,360	¥141,750	¥147,870	¥153,900

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率8.3%を乗じた単位数が加算されます。
- ②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):上記所定単位数にサービス加算率2.7%を乗じた単位数が加算されます。
- ③介護職員等ベースアップ加算:上記所定単位数にサービス加算率1.6%を乗じた単位数が加算されます。
- ④初期加算:入所日から起算して30日間 1日につき30円かかります。
- ⑤機能訓練向上連携加算:月に100円かかります。
- ⑥科学的介護推進体制加算:月に50円かかります。
- ⑥排泄支援加算(Ⅰ):月に30円かかります。
- ⑦その他条件が整い次第算定する加算があります。
- ⑧日常生活費はご利用者の自由な選択により実費となります。
- ⑨介護保険改正などにより加算の内容が変更になり料金変動する場合があります。
- ⑩市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減される場合があります。